

告示第 1 3 2 号

財務規則の一部を改正する規則の制定について

財務規則（昭和 57 年豊丘村規則第 5 号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 2 月 1 日
豊丘村長 下平 喜隆

財務規則の一部を改正する規則

第 75 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の前金払を実施した契約について、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、既にした前払金に追加してする前払金(以下「中間前払金」という。)の割合は、当該経費の 10 分の 2 を超えない範囲内とする。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。ただし、中間前金払をした後の前金払及び中間前金払の合計額は請負代金額の 10 分の 6 を超えることはできない。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。